

次世代育成支援対策推進法に基づく

京都北都信用金庫行動計画（第8回）

職員が仕事と子育てを両立させる事ができ、職員全員が働きやすい環境をすることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮出来るようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標①

- ・計画期間中の男性職員育児休業取得率が80%以上を維持します。

（対策）

令和8年4月～

- ・出生届の提出があった男性職員本人に個別に周知および取得の意思確認を実施する等、人事部より直接取得勧奨を継続します。

目標②

- ・所定外労働を削減するため、月末月初を除き原則毎週水曜日に実施している「定時退庫日」を継続します。

（対策）

令和8年4月～

- ・「定時退庫日」実施の徹底を図るため、職員への周知を図る。

目標③

- ・有給休暇取得率の開示等により有給休暇取得を促し、全職員の有給休暇取得率60%以上を目指します。

（対策）

令和8年4月～

- ・有給休暇取得促進に向けて、リフレッシュ休暇の計画的取得を事務連絡により周知徹底を図ります。

以 上